

めざそう！ 労働災害年間 100 件未満

Under100 推進プロジェクト 2020

～新しい働き方スタイル・新しい労働災害防止対策の推進～

鹿沼労働基準監督署
一般社団法人鹿沼労働基準協会
鹿沼署管内労働災害防止団体

I. 趣旨・目的

1. 鹿沼労働基準監督署管内において、近年、労働災害が増加している現状と、本年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等職場における労働者の健康確保対策の現状を鑑み、標記『Under100 推進プロジェクト 2020』を展開し、労働災害の発生を 100 件未満に減少させるとともに、労働者の健康確保対策を推進すること。
2. 主唱者・主催者は、対策の推進を図るため、事業場の新型コロナウイルス感染症防止対策等の必要な知識を付与するための資料の提供を行うこと。
また、管内各事業場が行なう日常の労働災害防止活動を応援するため、当該運動の年間カレンダーを作成し意識の高揚を図ることとする。

近年、当署管内の労働災害の傾向として、①作業経験の浅い労働者(経験年数5年未満 49.6%)の災害が多発していること。②転倒、挟まれ巻き込まれ、墜落転落と言った在来型の災害の発生が未だ高率(全体の 49.4%)を占めていること。③高年齢労働者の労働災害が多発(全体の 42.2%)していること。④第三次産業の労働災害が中長期的に増加傾向にあること。⑤各事業場において新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応に苦慮していること。等が顕著である。

鹿沼労働基準監督署では、平成 29 年から「under100 推進プロジェクト」を提唱し管内の労働災害 100 件未満の目標を掲げた対策を実施し、令和元年には死亡災害の発生を受け、当該運動の最重点対策として「令和元年死亡災害零(REI=0)運動」を管内各労働災害防止団体及び事業場の御協力の基に展開してきました。

今回、これら過去の活動の成果の上に立って、全ての業種における「安全」と新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の「健康」対策を主眼とし、当署管内の全ての企業・労働者が、いかなる時代、いかなる状況下においても「安全」と「健康」を最優先し事業活動が行われるよう Under100 推進プロジェクト 2020 を強力に展開することとします。

II. 実施期間

令和2年10月1日～令和3年3月31日

III. 主唱者

鹿沼労働基準監督署

IV. 主催者

一般社団法人 鹿沼労働基準協会

建設業労働災害防止協会栃木県支部鹿沼分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部鹿沼分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部鹿沼分会

鹿沼工業団地総合管理協会

鹿沼木材木工業労働災害防止協議会

鹿沼地区プレス災害防止協議会

鹿沼監督署管内互業組合災害防止協議会

鹿沼地区ゴルフ場安全衛生協議会

鹿沼木工団地協同組合

とちぎ流通センター協同組合連合会

V. 実施者

管内全事業場

VI. 主唱者主催者の実施事項

1. Under100 推進プロジェクトのポスター(推進カレンダー)の作成

主唱者及び主催者は、管内全域に Under100 推進プロジェクトの周知啓蒙を図るため、ポスター(推進カレンダー「令和3年1月～12月」)を作成します。

また、主催者は、参加会員の活動を推進するための看板等の作成又は会報への掲載について当該運動の周知を図ります。

2. Under100 推進プロジェクト 2020 戦略会議の開催

主唱者は、鹿沼労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議を、新型コロナウイルス感染症の収束状況を勘案して定期的に開催し、当該運動の実施及びその進捗、成果等について報告・情報交換を実施します。

3. 中小企業の無災害記録達成への報奨(別紙1)

Under100 推進プロジェクト 2020 に取り組んでいる中小企業(労働者10人以上100人未満)が、一定の「無災害記録」を達成した場合、中央労働災害防止協会の「中小企業無災害記録証授与制度」が利用できます。

無災害記録達成の中小企業が、所定の様式により鹿沼労働基準協会に交付申請していただければ、中央労働災害防止協会から無災害記録証が授与されます。交付申請に一切の費用は掛かりませんので、該当事業場は是非にご相談いただきたいと思います。

4. 労働災害分析結果による教育・講習会等の実施

主唱者及び主催者は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、年間を通し次の教育講習会を計画しています。

(1) 働き方改革関連講座【教育・講習会等あらゆる機会に実施】

働き方改革に関する法令等具体的な対応並びに「新しい生活様式」の実践に関する働き方の新しいスタイルについて説明します。

(2) 新入社員等未熟練労働者対策講習会（災害事例検討会）【6月】

当署管内では、経験年数が1年未満の労働者の労働災害が22.6%、5年未満では49.6%を占めている現状にあり、そうした経験の浅い労働者に対し、災害の発生した原因とその防止対策並びにリスクアセスメント手法の導入等について教育します。

(3) リスクアセスメント導入講習会【9月】

特に、第三次産業（小売業・社会福祉施設等）等、企業の安全衛生担当者に対し、リスクアセスメント手法の導入並びに厚生労働省本省からの通達等に基づき、転倒災害防止対策、腰痛防止対策について教育講習会を実施します。

(4) エイジフレンドリー講習会【11月】

当署管内では、50歳以上の高年齢労働者の労働災害が42.2%を占めている現状にあり、各事業場の安全衛生担当者等に対し、高年齢者の労働災害防止のため、「エイジアクション100」及び「エイジフレンドリーガイドライン」を使用した講習会等を開催します。

(5) 陸上貨物運送事業安全衛生講習会（労働災害防止団体と連携）【随時】

労働災害が大幅に増加している当該業種に対し、交通労働災害、リスクアセスメント手法の導入、自社及び客先での荷役災害防止等における災害事例等を基に集団指導を実施します。

(6) 各団体主催の講習会・説明会等への参加・周知【随時】

必要に応じ、各労働災害防止団体の主催する講習会・説明会に参加し、労働災害防止対策、健康確保対策、当該運動の推進等について説明します。

(7) 各種団体主催の安全パトロールへの参加【随時】

必要に応じ、各労働災害防止団体の主催する安全パトロールに参加し、現場の労働災害防止対策、健康確保対策、当該運動の推進等について指導・アドバイスを行います。

VII. 実施者(事業場)の実施事項

1. Under100 推進プロジェクトのポスター(推進カレンダー)の掲出
2. 事業場内の安全衛生管理体制の整備
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進
 - (1) チェックリストの活用(別紙2)

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した点検、衛生委員会等への報告、その結果について労働者が確認できる体制の整備
 - (2) 動画教材(下記手順により視聴できます)

独立行政法人労働者健康安全機構
新型コロナウイルス感染症関連情報
動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防を推進するためのポイント」
4. 安全衛生委員会等による安全衛生管理活動総点検の実施
 - (1) 機械設備全般におけるリスクアセスメントの実施・確認
 - (2) 「転倒」(STOP! 転倒災害プロジェクト) 災害防止対策
 - (3) 「挟まれ巻き込まれ」 災害防止対策
 - (4) 「墜落転落」 災害防止対策
 - (5) 交通労働災害防止対策
 - (6) 高年齢労働者対策(エイジフレンドリーガイドライン)
 - (7) 労働者の健康確保対策
 - ア. 健康診断の実施と事後措置
 - イ. ストレスチェックの実施(申出者への面接指導、集団分析、職場環境の改善等)
 - ウ. メンタルヘルス対策の推進
 - エ. 職業性疾病予防対策(化学物質、石綿、電離放射線、騒音、腰痛等)
 - (8) 治療と仕事の両立支援対策の推進
5. 安全と健康に係る職場内「安全衛生パトロール」の定期的な実施
6. その他、Under100 推進プロジェクト 2020 にふさわしい行事の実施